契　　　約　　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 業務名称 | 令和８年度から令和12年度までにおける  大阪国際がんセンターの放射線業務従事者の被ばく線量測定業務 |
| 2 | 履行場所 | 大阪市中央区大手前三丁目１番69号  地方独立行政法人大阪府立病院機構  大阪国際がんセンター |
| 3 | 履行期間 | 令和８年４月１日から  令和13年３月31日まで |
| 4 | 契約金額 | 単価契約  仕様書（別記）「契約単価表」のとおり  但し、契約単価には消費税及び地方消費税は含まない。 |
| （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。 | |
| 5 | 契約保証金 | 納　付（又は免　除） |
| 6 | 適用除外条項 | な　し |

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記６のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする｡

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各１通を保有する｡

　　　　年　　月　　日

発 注 者　　　大阪市中央区大手前３丁目１番69号

　　　　　　　地方独立行政法人大阪府立病院機構

　　　　　　　大阪国際がんセンター

　　　　　　　総　　　長　　松　浦　　成　昭

受 注 者　　　所　在　地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代　表　者

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び特記仕様書を含む。以下同じ｡）（※契約書、仕様書の他に交付する図書等がある場合は、適宜追記すること。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない｡

２　受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする｡

７　この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする｡

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする｡

９　この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

10　受注者は、この契約を履行するに当たり、出向社員又は派遣社員を受け入れて業務を行うときは、別記「委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約金額の内訳等）

第２条　単価契約とし、仕様書（別記）「契約単価表」に定める金額のとおりとする。

（契約の保証）

第３条　受注者は、この契約の締結と同時に、別紙契約単価表に定める単価に別紙契約単価表に定める予定数量を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額（以下「総予定額」という。）の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)　国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は､額面金額又は登録金額による。

(2)　政府の保証のある債券又は銀行､株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は､額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは､発行価格）の８割に相当する金額による。

(3)　銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ､預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し､又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は､小切手金額による。

(4)　銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け､又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は､手形金額による。

(5)　銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は､当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6)　銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は､保証書に記載された保証金額による。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは､契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1)　この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2)　受注者が、過去２年の間に発注者、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は、公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められる場合における受注者からの契約保証金免除申請

３　前項第１号の場合においては､受注者は、履行保証保険契約の締結後､直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない｡

４　契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第５条　受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

２　受注者が前項ただし書きの規定により、業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1)　受注者は、次のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

ア　入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）

イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

エ　第27条第２項第12号に掲げるアからオのいずれかに該当する者

(2)　受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者又は下請負人が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、受任者又は下請負人のすべての者に提出させなければならない。

(3)　受注者は、受任者又は下請負人の行為のすべてについて責任を負うものとする。

３　受注者は、受任者又は下請負人それぞれから大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。

４　発注者は、受注者が入札参加除外者、誓約書違反者又は第27条第２項第12号に掲げるアからオのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人とし、又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴力団排除条例」という。）第10条第２号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（法令上の責任）

第６条　受注者は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）並びに第11条第１項に規定する管理技術者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

２　受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

３　発注者は、受注者が府税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要が生じた場合、受注者に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求めることができる。

（善管注意義務）

第７条　受注者は、この契約の履行に当たって、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務を　なす責めを負うものとする。

（秘密の保持）

第８条　受注者及びこの委託業務に従事した者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この委託業務の契約満了後についても同様とする。

２　受注者は、業務に関係のある入力資料・磁気フロッピー・磁気ディスク等（以下「情報媒体」という。）及び成果物を発注者が指示した目的以外に使用し、又他人に閲覧させ若しくは貸出してはならない。

３　受注者は、業務に関係のある情報媒体及び成果物を発注者が指示した目的以外に複写又は複製してはならない。

４　受注者は、使用者として業務に従事する者に対し前三項の秘密保持を徹底させなければならない。

５　前４項の定めは、委託期間が終了した後も適用される。

６　受注者は、使用者として業務に従事する者から秘密保持に関する誓約書を徴しておかなければならない。

（個人情報の保護）

第９条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第60号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（人権啓発等研修）

第10条　受注者は、必要に応じて、従事者が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるように人権啓発に係る研修を行うものとする。研修を行うことについて、発注者の意見を聞かなければならない。

（業務引継計画書の提出）

第11条　受注者が本業務の新規受託者である場合は、前受託者と協議し、発注者に対して、契約締結後７日以内に前受託者と連名の業務引継計画書を提出しなければならない。

（総括責任者等の設置）

第12条　受注者は、自己の責任において仕様書を満たすため、業務を指揮監督する現場総括責任者を置かなければならない。

なお、前記の総括責任者は、外部の洗濯工場を用いた洗濯業務の委託契約を１年以上指揮監督した経験を有する者でなければならない。

（職員の届出等）

第13条　受注者は発注者に対して、契約締結後７日以内に「職員配置体制表」を提出するものとする。

２　受注者は、前項に規定する届けのほかに、随時発注者の求めに応じ職員配置体制表を提出するものとする。

（職員の配置等）

第14条　受注者は業務の遂行を速やかに処理出来るよう、使用者として、業務に従事する者を適切に配置し、指導監督を行い、仕様書に従い計画的に事務処理を行うものとする。

２　受注者は、業務に従事する者の交替を行うときは、業務処理能力の低下等の支障の生ずることのないよう配慮しなければならない。

３　発注者は、業務に従事する者のうち、職場秩序の保持、風紀維持が出来ない職員に対して、不適格なものがあると認められるときは、その旨を受注者に通知して、当該業務に従事する者の交替について、発注者受注者協議の上対処する。

（業務の遂行等）

第15条　受注者は、仕様書及び業務内容の詳細に定められた業務を発注者の指定する日時までに完了しなければならない。また、業務遂行に当たっては、仕様書及び業務内容の詳細を厳守しなければならない。

（臨機の措置等）

第16条　受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者受注者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

３　発注者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

（業務内容の変更等）

第17条　発注者は、この契約の締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは発注者受注者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（業務履行場所）

第18条　受注者は、仕様書に示す場所等において第１条の業務を履行しなければならない。

（施設の貸与）

第19条　発注者は、受注者に対し業務の履行に必要な場所及び受注者の使用する職員の休養等のための施設を無償で貸与するものとする。

２　受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって施設の維持管理にあたるとともに、本業務以外の目的にこれを使用してはならない。

３　受注者は、自己の故意又は過失により貸与施設を破損したときは、発注者の指定した期間内に原状に回復しなければならない。

（貸与期間等）

第20条　前条第１項に掲げる施設の貸与期間は、本契約締結日以降契約満了の日までとする。

２　業務履行場所の使用は、業務遂行のために必要な時間内とするものとする。

（業務に要する消耗品等の負担）

第21条　業務の履行に要する消耗品等は受注者の負担とし、受注者の職員に必要な備品についても同様とするものとする。ただし、発注者が必要と認めて貸与したものについてはこの限りでない。

（報告書の提出及び検査）

第22条　受注者は、毎月、業務報告書を、別に指定する日までに発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の報告書を受理したときは、速やかに検査を行わなければならない。

３　発注者は、前項に規定する検査の結果、業務の処理が仕様書に示すものに適合しないと認めたときは、業務の処理の手直しを受注者に命ずるものとする。

４　受注者は、前項に規定する業務の処理の手直しを命ぜられたときは、速やかにその手直しをしなければならない。このとき、その手直しに係る費用は受注者の負担とするものとする

５　第１項及び第２項の規定は、前二項に規定する手直しについて準用するものとする。

（契約代金の支払い等）

第23条　受注者は、毎月第22条の規定による発注者の検査に合格したときは、当該検査に合格した業務に係る第２条第１項に規定する契約金額の月額として、別紙業務及び支払予定表中、当該業務を実施した月の合計欄に掲げる金額（以下「契約代金」という。）の支払いを、当該業務を実施した月の翌月に発注者に対し請求するものとする。

２　発注者は、前項の規定による適法な請求書を受領した日の属する月の末日までに契約代金を支払わなければならない。

３　第22条の規定による当該検査に合格しないときは、発注者は、契約代金の支払いを停止することができる。ただし、受注者が、第22条に規定する手直しを行い発注者の再検査の結果業務の処理が仕様書及び業務内容の詳細について適合し発注者の検査に合格したときは、第２項の規定により契約代金を支払うものとする。

４　発注者は、第２項に規定する期間内に契約代金の支払いを完了しないときは、期間満了の日の翌日から契約代金支払の日までの日数に応じ、年３パーセントの率により計算した額を遅滞利息として受注者に支払わなければならない。

（履行遅延料）

第24条　受注者は、その責めに帰すべき理由により、仕様書に定める期日までに業務を完了することができないときは、その期日の翌日から当該業務が完了する日までの日数に応じ、契約金額につき、年３パ－セントの割合で計算した額を遅延料として発注者に支払わなければならない。

（損害賠償金）

第25条　受注者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者受注者共同してその損害を賠償するものとする。

３　発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第26条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第27条の２の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の解除権）

第27条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第４条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2)　受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3)　受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8)　この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(9)　故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10) 第29条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(11) 第５条第４項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、第５条第１項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材､原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(13) 暴力団排除条例第10条及び暴力団排除措置規則第５条第１項の規定に該当したとき。

（同規則第９条第４項の規定により誓約書違反者について準用する場合を含む。）

３　次に掲げる場合には、発注者は、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1)　債務の一部の履行が不能であるとき。

(2)　受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第27条の２　発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2)　独占禁止法第７条第１項若しくは第２項（独占禁止法第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、独占禁止法第８条の２第１項若しくは第３項、第17条の２又は第20条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3)　独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは独占禁止法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5)　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者に該当すると認められたとき。

(6)　第５条の規定に違反したとき。

(7)　公租公課若しくは地方独立行政法人大阪府立病院機構の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第28条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の100分の５に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1)　第27条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第３条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　第１項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

５　第１項（第２項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び前項の規定は適用しない。

６　受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年３パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

（受注者の解除権）

第29条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、発注者に未払いとなっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金及びこれに係る年３パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

（賠償額の予定等）

第30条　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、委託業務が完了した後も同様とする。

(1)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3)　第27条の２第４号に規定する刑が確定したとき。

(4)　第27条の２第５号に該当したとき。

２　受注者が第５条第１項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前２項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前２項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（引き継ぎ事務）

第31条　受注者は、本契約に係る業務を契約満了等により継続しない場合は、そのことが明らかになった日から７日以内若しくは発注者の指示する日までに、次期受託者と協議し、次期受託者と連名で業務引継計画書を提出しなければならない。

２　受注者は、次期受託者に対し、それぞれの部署において現業務の引き継ぎを誠実に行うとともに、引き継ぎ内容の詳細を記した引継書を作成し、契約満了日までに発注者及び次期受託者に提出するものとする。

（相殺）

第32条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他債権と相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足のあるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第33条　この契約書に定めのない事項又は契約に疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

（別　記）

**特記仕様書**

**Ⅰ　妨害又は不当要求に対する報告義務**

(１)　受注者は、契約の履行に当たって、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

(２)　報告は、不当介入報告書により、速やかに、発注者及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

(３)　受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(４)　報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

**Ⅱ　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

（１）個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

（２）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

（３）個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

（４）定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

（５）個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

（６）個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

（７）個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

（８）私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

（９）個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

（10）その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

（11）上記項目の従事者への周知

（取得の制限）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第６第２項関係　発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

(１) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(２) (１)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務（別記「個人情報取扱特記事項」を含む。）を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(３) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(４) (３)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（注）再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第８（１）関係　個人情報管理台帳（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 受託業務名 |  |
| 受領年月日 |  |
| 大阪○○○○センター  担当グループ・担当者名 |  |
| 個人情報が記録されている媒体・数量 | （例）紙 ○○枚、光ディスク○○枚 |
| 主たる個人情報の種別 | （例）申請者の氏名・住所・電話番号 |
| 個人情報の保管場所 | （例）○○室内鍵つきロッカー |
| 管理責任者名 |  |
| 作業従事者名・所属部署 |  |
| 作業場所 |  |
| 作業場所からの持出しの有無 | （「有」の場合、持出管理簿等を別途作成） |
| 複写の有無 | （「有」の場合、複写管理簿等を別途作成） |
| 廃棄・返却年月日 |  |
| 備考 |  |

（注）受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

**Ⅲ　委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項**

入札等により大阪府立病院機構が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

（取扱方針）

以下の２点については、原則禁止とする。

(1)　基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ

(2)　入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、発注者に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

|  |
| --- |
| 【承認基準】  ①　出向社員等の受入期間は最長１年間とする。  ②　受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。  ③　労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。  （労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。）  ④　受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。  ⑤　出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。 |

|  |
| --- |
| （用語の定義）  (1)「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。  (2)「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。  ア　大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者  イ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者  (3)「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。  ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。  (4)「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第２条第３号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第２条第４号に定めるものをいう。 |

大阪府グリーン配送等の条件（契約書用）

（グリーン配送等）

第１条　受注者は、物品の配送業務（受注者以外の者に配送業務を委託する場合を含む。）に自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合は、大阪府グリーン配送適合車を使用しなければならない。

（検査）

第２条　受注者は、検品の際、発注者に対して、大阪府受付印を押した大阪府グリーン配送適合車届出書の写し（以下「大阪府グリーン配送適合車届出済証」という。）又は自動車検査証のいずれかを提示するとともに、使用車報告書を提出し、検査を受けなければならない（他の事業者に配送を委託する場合は、当該事業者に、検品の際、発注者に対して、大阪府グリーン配送適合車届出済証又は自動車検査証を提示させるとともに、使用車報告書を提出させ、検査を受けさせなければならない。）。

ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、受注者は、使用車報告書の提出を要しない（他の事業者に配送を委託する場合は、当該事業者に使用車報告書を提出させることを要しない。）。

(1)　受注者又は受注者が配送を委託した事業者が、大阪府グリーン配送適合車届出済証を提示したとき。

(2)　受注者又は受注者が配送を委託した事業者が、配送に大阪府グリーン配送適合車を使用していることを発注者が確認したとき。

第３条　受注者は、前条の規定による使用車に関する書面を提出した場合は、前条の検査に加え、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課長に自動車検査証等の書類を提示し又は提出し、検査を受けなければならない（委託した事業者が使用車に関する書面を提出した場合は、当該事業者に対して、検査を受けさせなければならない。）。

第４条　受注者は、前２条の検査のほか、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課長から求められたとき、検査を受けなければならない（委託した事業者が配送した場合は、当該事業者に対して、検査を受けさせなければならない。）。

（誓約書の提出）

第５条　受注者は、第１条の規定に違反したときは、今後、同条を遵守する旨の誓約書を発注者へ提出しなければならない。

（定義）

第６条　車種規制非適合車とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成４年11月26日政令第365号）第４条各号に掲げる自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年６月３日法律第70号）第12条第１項で規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状排出基準に適合しないものをいう。

２　大阪府グリーン配送適合車とは、次の各号のいずれかに該当する自動車をいう。

(1)　大阪府生活環境の保全等に関する条例第42条に規定する低公害車

(2)　ガソリン自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

(3)　ＬＰＧ自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

(4)　ディーゼル自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

３　大阪府グリーン配送適合車届出書とは、物品納入業者等（物品納入業者又は物品納入業者の委託を受けて配送を行う事業者をいう。）又は物品納入業者等となる可能性がある事業者が、配送に使用している大阪府グリーン配送適合車について、大阪府知事へ届け出るために提出する書類をいう。